

1. 概要

計画地は国有地であるため、国（東海財務局）と公園管理者である本市が国有財産無償貸付契約に基づき本市が公園の維持管理等を行っているが、今後、多目的屋内施設で営利を目的とした興行が行われた場合、事業者は使用された部分について、その使用期間にかかる使用料相当額を支払うことが想定される。

【愛知県体育館の場合（愛知県新体育館整備・運営等事業要求水準書抜粋）】

国（東海財務局）と公園管理者である名古屋市が「国有財産無償貸付契約」を締結しており、同契約第 18 条において「営利を目的とした興行が行われた場合には、使用された部分について、その使用期間にかかる使用料相当額を支払う。」

2. 留意事項

愛知県体育館と同様に、多目的屋内施設において営利を目的とした興行が行われた場合には、事業者は使用面積及び使用日数を集計し、国へ報告し、その後、国からの請求に基づき、使用料相当額を支払う可能性がある。

なお、土地使用料の算定にあたっては、当該事業に使用する土地の評価額から土地使用料を算出していると想定される。

【参考（愛知県体育館の土地使用料）】

令和 4 年度使用料 約 13,000 千円